

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る 基本設計・実施設計業務委託仕様書

令和 8 年 10 月

三木市教育委員会

第1章 総則

1 業務名

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務委託仕様書

2 業務の目的

本業務は、令和7年8月に策定した「吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想」及び令和8年8月に策定した「三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務委託」に基づき、吉川地域の施設一体型小中一貫校（義務教育学校）を開校するにあたり、基本設計及び実施設計を行うものである。

3 業務場所

兵庫県三木市吉川町渡瀬 300-12

4 履行期間

契約締結から令和10年8月31日まで

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

項目	条件
敷地面積	約 45,000 m ²
用途地域・地区指定	都市計画区域内（用途地域指定なし）

(2) 計画施設の条件（新校舎等の想定規模）

施設名称	想定延べ面積
新校舎（一体型小中一貫校舎、学童保育施設含む）	約 6,400 m ²
屋内運動場（体育館）	約 1,300 m ²
屋外便所棟・その他附属建物	約 250 m ² （合計）

(3) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、本施設における各分類は以下のとおりとする。

- 構造体：Ⅱ類
- 建築非構造部材：A類
- 建築設備：乙類

(4) 予定工事費（上限額）

本業務にあたっては予定工事費を十分に考慮し、上限額の範囲内で事業が実現できるよう配慮した設計を行うこと。経済性に配慮した構造・仕様の選定に努め、必要に応じて本市と協議を行うこと。

- 新築・改修工事費：5,000,000千円（税抜き）※建築・電気・機械設備一式を含む
- 既存施設解体工事費：700,000千円（税抜き）※高校施設等の解体撤去・跡地整備費を含む

6 業務遂行上の基本原則および管理規定

本項の規定は、三木市教育委員会（以下「本市」という。）と受託者双方が円滑に業務を履行するための基本的内容を定めたものである。

- (1) 本仕様書に明記のない事項であっても、目的達成に不可欠なものは市監督職員と協議のうえ対応すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、関連する法令、条例、基準等を厳格に遵守すること。
- (3) 常に公正・中立な立場で公利を追求し、業務上知り得たすべての情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 契約締結後速やかに業務に着手し、「業務着手届」「業務計画書」「業務工程表」を市監督職員へ提出すること。
- (5) 専門知識と十分な経験を有する技術者を配置し、管理技術者が不适当と認められる場合は、発注者の命令により直ちに交代等の措置を講ずること。
- (6) 業務遂行中に事故が発生した場合は直ちに必要な処置を講じ、その原因や経過、影響を速やかに本市に報告すること。
- (7) 業務完了に際しては、「業務完了届」「納品書」「請求書」を発注者へ提出し、本市検査員による成果品検査を受けること。

第2章 業務仕様

本特記仕様書に明記されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築設計業務委託共通仕様書」によるものとする。

1 設計業務の内容及び範囲

受託者は、令和8年8月策定の「基本計画」の内容を十分に把握し、その条件を遵守した上で、以下の業務を履行すること。

(1) 一般業務（令和6年1月9日 国土交通省告示第8号に定める標準業務）

(ア) 基本設計業務

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ・ 昇降機等設備基本設計に関する標準業務
- ・ 土木工事及び擁壁改修工事の基本設計に関する標準業務

(イ) 実施設計業務

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 昇降機等設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 既存施設解体工事实施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 土木工事及び擁壁改修工事の実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務・附帯業務

(ア) 積算業務

- ・ 建築積算（数量算出、単価作成資料、見積徴収・検討資料作成）
- ・ 電気設備積算（数量算出、単価作成資料、見積徴収・検討資料作成）
- ・ 機械設備積算（数量算出、単価作成資料、見積徴収・検討資料作成）

(イ) 透視図（パース）の作成

- ・ 種類：鳥瞰図及び外観・内観パース/サイズ：A3 判/部数：6 部（高解像度電子データを添付）

(ウ) 各種申請手続きの業務

- ・ 建築基準法に基づく確認申請手続き（申請手数料含む）
- ・ 都市計画法に基づく開発許可申請に関する一連の業務（申請手数料含む）
- ・ 建築基準法に基づく構造計算適合性判定（構造適判）の申請業務（申請手数料含む）
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請手続き（申請手数料含む）
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく届出手続き
- ・ 兵庫県総合治水条例等の届出手続き

(エ) 環境保全性・エネルギー検討業務

- ・ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の導入検討（ZEB 導入の有無による建設費とランニングコストの比較検討書の作成を含む）
- ・ 生涯二酸化炭素排出量（LCCO2）の評価・検討資料の作成
- ・ リサイクル計画書の作成

(オ) 既存施設解体に伴う設計・調査業務

- ・ 既存施設の解体撤去に係る意匠・構造・設備図面および積算書類の作成

※既存施設解体工事を先行して発注するため、受託者は解体に関わる設計・積算・調査（アスベスト分析含む）業務を最優先で進め、新築の設計に先立ち、指定期日までに解体工事発注用の成果品をとりまとめて提出すること。

- ・既存施設における建材のサンプリング、アスベスト含有分析調査および報告書作成の一連の業務

(カ) 各種測量・地質調査業務

- ・敷地の現況測量、開発申請等に必要な各種測量図面の作成等の一切の業務
- ・ボーリング調査や標準貫入試験、土質試験の実施、および建築物設計に必要な地質報告書の作成等の一切の業務

(キ) その他、業務の履行に係る条件等

- ・概略工事工程表の作成
- ・敷地内での各種測量、地質調査、解体・アスベスト現地調査については、兵庫県立吉川高等学校閉校後の令和9年4月以降から立ち入り可能となる。また、本件は既存施設の解体工事を先行して実施する計画であるため、受託者は令和9年4月の現地調査開始後、速やかにアスベスト調査および解体設計・積算業務を完了させ、令和9年7月末までに解体設計の成果品を納品しなければならない。受託者はこの先行スケジュールを前提として、解体設計と新築設計の全体業務工程を適切に構築し、業務計画書に反映させること。
- ・基本設計図書は令和9年5月末までに、実施設計図書は令和10年5月末までに提出すること。
- ・住民説明会、開校準備委員会、各種部会等への対応に伴う説明資料の作成・助言及び出席を、月1回程度行うものとする。
- ・敷地の状況写真を撮影し、A4判の工事写真帳に整理のうえ提出すること。
- ・調査による部分破壊等が必要であった場合は、補修により現状に復すこと。
- ・国庫負担・交付金申請等に関する事務について、市監督職員の指示に基づき、遅滞なくその事務処理を行うこと。

(3) 調査打合せおよび協議

- ・調査打合せおよび必要な資料、記録の作成は、市監督職員の承諾を得たうえで受託者が積極的・計画的に行うものとする。
- ・関係諸官庁への相談協議等が必要な場合は、滞りなく行うこと。設計にあたり、関係官庁と事前打合せを行った場合は、その内容を報告書にまとめて提出すること。

(4) 部分払い

受託者は契約書の規定に基づき部分払いを請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

第3章 適用基準および成果品

1 主要適用基準

本業務の実施にあたっては、以下の基準・指針等の最新版を遵守し、本市及び関係部局と緊密な協議を行うこと。

(1) 共通・建築基準

- ・公立学校施設関係法令、小学校施設整備指針、中学校施設整備指針
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・兵庫県福祉のまちづくり条例

(2) 設備・積算・電子納品基準

- ・建築設備設計基準、建築設備計画基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築数量積算基準、公共建築工事内訳書標準書式

2 打合せおよび記録

業務の円滑な進捗を図るため、以下の段階において市監督職員と打合せを行い、速やかに「打合せ記録簿」を作成して提出すること。

- ・ 業務着手時（初回キックオフミーティング）
- ・ 基本設計方針策定時、基本設計とりまとめ時
- ・ 実施設計中間時、実施設計最終とりまとめ時、業務完了時
- ・ その他、監督職員または受託者の管理技術者が必要と認めた随時のタイミング

3 提出成果品

受託者は、業務完了時に以下の成果品をとりまとめ、指定する場所に納品すること。
電子データについては、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）に準拠して CD-R 等で提出すること。

(1) 基本設計

成果品名称	詳細内容	提出部数（原本・副本）	電子データ（形式）
業務着手・管理書類	業務着手届、業務計画書、業務工程表（※契約締結後速やかに提出すること）	正 1 部	PDF 形式 & Excel 形式
基本設計図書 ※令和 9 年 5 月末まで	設計説明書、図面、概算書（建築・電気・機械・昇降機）等	正 1 部／副 2 部	PDF 形式 & CAD 形式（SXF/DXF）
各種比較検討書	ZEB 化の導入検討書（建設費・ランニングコスト比較含む）、主要設備方式比較検討書	1 部	PDF 形式 & Word/Excel 形式
各種調査報告書・図面	地質調査報告書（ボーリング・土質試験等）、敷地現況測量図面一式、敷地状況写真帳（A4 判）	1 部	PDF 形式 & Word 形式（写真は JPEG 可）
打合せ記録簿・各種調査記録書	－	1 部	PDF 形式 & Word 形式

国庫負担等申請補助資料（随時提出）	国庫負担・交付金申請等の事務に伴い、市監督職員より指示のあった作成資料	指示部数	PDF 形式 & Word/Excel 形式
その他必要書類	本市が特に必要と認める書類	1 部	PDF 形式

(2) 実施設計

成果品名称	詳細内容	提出部数（原本・副本）	電子データ（形式）
実施設計図書 ※令和 10 年 5 月末まで	特記仕様書、図面、計算書（建築・電気・機械・昇降機）等	正 1 部／副 2 部	PDF 形式 & CAD 形式（SXF/DXF）
各種環境計画書	生涯二酸化炭素排出量（LCCO2）評価・検討資料、リサイクル計画書	1 部	PDF 形式 & Word/Excel 形式
透視図	鳥観図、外観・内観パース	6 部	高解像度画像データ（JPEG/PNG 等）
既存施設解体設計図書 ※令和 9 年 7 月末まで	既存施設解体撤去に係る意匠・構造・設備図面等	正 1 部／副 2 部	PDF 形式 & CAD 形式（SXF/DXF）
工事費・解体費積算書、数量算出調書	建築・電気・機械設備の各積算書類、数量算出、単価作成資	正 1 部／副 1 部	PDF 形式 & Excel 形式

※令和 9 年 7 月末まで（解体設計）	料、見積徴収・検討資料一式		
アスベスト調査報告書 ※令和 9 年 7 月末まで	既存施設建材のサンプリング・アスベスト含有分析調査報告書	1 部	PDF 形式
各種申請・届出書類一式	建築確認申請（計画通知）、開発許可申請、省エネ適判申請（BPI・BEI 計算書含む）、福祉のまちづくり条例届出の各申請書（控）および交付された許可書・通知書等の原本・副本一式	各 1 部	PDF 形式
打合せ記録簿・各種調査記録書	－	1 部	PDF 形式 & Word 形式
国庫負担等申請補助資料（随時提出）	国庫負担・交付金申請等の事務に伴い、市監督職員より指示のあった作成資料	指示部数	PDF 形式 & Word/Excel 形式
その他必要書類	本市が特に必要と認める書類	1 部	PDF 形式
業務完了・精算書類	業務完了届、納品書、請求書	正 1 部	PDF 形式（請求書等は原本のみでも可）

4 貸与資料の取扱い

本市から受託者へ貸与する資料（兵庫県立吉川高校跡地既存図面等）については、受託者は善良な管理者の注意をもって取り扱い、他者への閲覧・複写・譲渡を禁止する。また、業務完了後は直ちに本市に返却しなければならない。